

Weekly Report

第711号
令和5年8月28日

鈴木恒夫税理士事務所
株式会社鈴木経営センター
TEL 029-275-4333
FAX 029-275-4500

e-mail kaikei@suzuki.email.ne.jp
<http://www.szk-accounting.jp/>

税法上の役員範囲と役員給与

法人の役員である場合、役員給与は定期同額給与等であることが損金算入の要件となるなどの制限がありますが、税法上の役員は会社法の役員より範囲が広く、「みなし役員」に該当する方も含まれます。

◆税法上、役員として扱われる「みなし役員」

法人税法上の役員とは、取締役・執行役・会計参与・監査役・理事・監事・清算人に該当する方をいいますが、次の①又は②のいずれかを満たす方も「みなし役員」として役員と同様の扱いになります。

①法人の使用人以外で、その法人の経営に従事している方（例えば、取締役ではない会長などや、定款等で役員として定めている方、相談役・顧問など）。

②同族会社の使用人のうち、持株割合の要件を満たし、その会社の経営に従事している方（例えば、社長の親族で株式の所有割合が5%超の方が使用人として勤務している場合など）。

なお、「経営に従事している」とは、経営方針や資金調達、人事など経営上の重要事項に関する意

思決定に参画しているかどうかにより判断されます。

◆定期同額給与を改定する場合は

役員に対する給与は、多くの企業が定期同額給与を支給していますが、支給額を改定する場合は原則、事業年度開始から3ヵ月以内に行う必要があり、利益調整目的や一時的な資金繰りなどのために事業年度中途に改定した場合は、定期同額に該当しなくなるため、損金不算入となる金額が生じます。

ただし、経営状況が著しく悪化した場合（業績悪化改定事由）や、職制上の地位の変更や職務内容の重大な変更（臨時改定事由）によって事業年度中に支給額を改定する場合は、損金算入が認められます。

医療法人に対する経営情報の報告義務化

医療法改正（今月1日施行）により、医療法人は事業報告書等とは別に、病院等に係る経営情報を都道府県へ報告することが義務化され、本年8月以降に決算期を迎える法人から適用となります。

これは原則として全ての医療法人が対象となり、毎年、会計年度終了後3ヶ月以内（大規模な医療法人は4ヶ月以内）に病院・診療所ごとの収益や費用等の情報を主たる事務所の所在地の都道府県知事に報告（医療機関等情報支援システム又は郵送等）する必要があります。

なお、初回報告（令和5年8月～6年7月に終了する会計年度に係る報告）は経過措置により、一部の報告事項を省略した様式を使用できます。

A L P S 処理水放出に伴う相談窓口設置等

福島第一原発におけるA L P S 処理水の海洋放出に伴い、風評被害などの影響を受ける事業者の経営・輸出等に関する特別相談窓口が中小機構や日本貿易振興機構（ジェトロ）等に設置されます。

また、資金繰りに関する特別相談窓口を日本公庫（沖縄公庫）や商工中金、信用保証協会に設置するとともに、日本公庫のセーフティーネット資金の要件を緩和し、処理水の放出により今後の風評影響が懸念される事業者を対象とします。